

## 仙台市初期救急医療体制検討会議設置要綱

(令和6年7月4日市長決裁)

### (設置)

第1条 本市における初期救急医療体制の今後のあり方等について検討するため、仙台市初期救急医療体制検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 初期救急医療体制の現状及び課題に関すること
- (2) 初期救急医療体制の今後のあり方に関すること
- (3) その他初期救急医療体制の今後のあり方等を検討するため、必要な事項に関すること

### (組織及び委員)

第3条 検討会議は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、医師、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和7年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第4条 検討会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議等)

第5条 会長は、検討会議の会議を招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 検討会議の庶務は、健康福祉局保健衛生部医療政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年7月4日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。